

「福島県産業廃棄物税の今後の在り方」に関してこれまでいただいた御意見等とその回答

令和6年9月6日

産業廃棄物課

1 福島県環境審議会（令和6年5月31日開催）における御意見等

※ 審議会当日「確認の上、別途回答」等としたものについては、確認後の内容を記載

No.	項目	御意見等	事務局回答	委員
1	課税方式等	申告納付の場合、事業者からの申告内容をチェックしているのか（虚偽の申告をした場合チェックできるのか）。	<p>県税務課において、申告書等の内容の適否や妥当性の判定を行い、脱税及び不適正処理を防止するため申告納付を行っている事業者に対し、調査を実施しております。</p> <p>調査では委託契約書、廃棄物管理票（マニフェスト）、課税標準量に関する明細書等の帳簿を確認するなどして、申告内容の照合を行っているところであります。調査の結果、申告内容に誤り等が認められる際は更生を行い、適正な申告納税制度の運営を図っております。</p>	丹野委員
2	課税方式等	特別徴収方式は排出量抑制に効果がないという結果が出ている。そういう研究もある中で「減量効果があります」としていくのは厳しいものもある。	<p>産業廃棄物税に関するアンケート調査結果において、63%の排出事業者、廃棄物処理業者が「効果がある」または「多少効果がある」と回答していることから、一定の効果はあるものと考えておりますが、今後、定量的な効果検証手法について検討してまいります。</p> <p>なお、排出事業者に廃棄物の埋立を経済的な面から抑止する効果を高めるため、産業廃棄物税は排出者が負担していることを周知する事業の実施について検討してまいります。</p>	沼田委員

No.	項目	御意見等	事務局回答	委員
3	税の用途	「豚の安定生産・高付加価値化技術の開発」事業にどうして産業廃棄物税を充当しているのか。	当事業は、吟醸酒等の製成過程で発生する酒粕を家畜の飼料として有効利用するため、飼料加工技術の確立、肥育豚へ与える試験を経て開発された技術について、生産現場における実用化を目指す事業であります。吟醸酒の製成過程で生ずる産業廃棄物である酒粕の有効利用を図るものであり、産業廃棄物の排出量抑制等に大きな効果が期待できるとして、基金を充当しております。	西村委員
4	税の用途	福島県ならではの循環産業、産業廃棄物の再生利用を促す形で産業廃棄物税を使ってほしい。サプライチェーンというか循環型の商品制度まで福島県として考えて、産業廃棄物税の使い先としてはどうか。	現在、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等を目的とした施設整備や調査研究、効率的な適正処理に資するDX導入施設整備を行う費用の一部を補助する事業や、県が認定したエコ・リサイクル製品の普及拡大を図る事業に産業廃棄物税基金を活用しているところですが、その他にも、福島県で特に排出量の多い産業廃棄物の排出抑制や再生利用を促す事業について今後検討まいります。	藤田委員
5	産業廃棄物の処理状況等	減容化したものはどのように保管しているのか。	減容化とは、焼却した時に水蒸気やガスとして排出されたもの、または、水分を含んだ汚泥などであれば、脱水して除去された水分などであり保管しているものではありません。	西村委員
6	産業廃棄物の処理状況等	再生利用率、最終処分率が、福島県は全国平均よりも大分悪いという話だったが、福島県の産業廃棄物に何か特徴があって、再生利用がしにくい廃棄物が多いということなのか、流通の問題か、また、あつてはならいが、福島県から出る資材を使って再生利用したくないといったそういうような風潮があつて再生利用が進まないのか。	原子力発電所事故の影響があるかもしれませんが、そこまで詳細な解析は行っておりません。 なお、県内で排出量が多いばいじんは、セメント原料としてリサイクルされる事例が多いのですが、セメント工場施設が近くにある地域では、ばいじんのリサイクル率が高い特徴が見られます。	飯島委員
7	産業廃棄物の処理状況等	産業廃棄物の排出量713万トンに、県外搬出量133万トンは含まれているのか。また、県外へ搬出された量は処理フロー図でどのような扱いになっているのか。	県外搬出量は産業廃棄物の排出量713万トンに含まれており、処理フロー図では県外排出の流れは書かずに、排出量に県外搬出量も含めて記載しております。	中野委員

No.	項目	御意見等	事務局回答	委員
8	産業廃棄物の処理状況等	<p>福島県から県外への産業廃棄物移動量が特定できないとのことであったが、環境省に特定できるデータがあったと思う。</p> <p>※ 飯島委員事前質問への事務局回答に対する御意見 質問概要：産業廃棄物税を徴収していない栃木県と茨城県への、福島県からの産業廃棄物の移動量は。 回答概要：県が行った産業廃棄物処理実績調査結果では、どこの都道府県か特定できなかった。</p>	<p>環境省が公表している最新の令和5年で廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書（令和4年度実績）によれば、福島県から産業廃棄物税を課税していない茨城県、栃木県への搬出量（総量）はそれぞれ9万7千t/年、29万t/年であり、課税している宮城県への搬出量15万2千t/年と比較して大きな差は見られませんでした。</p>	沼田委員
9	その他 (併せ産廃)	<p>併せ産廃は課税対象外となっているが、併せ産廃がどれくらいかという調査を行う予定はあるか。併せ産廃もちゃんと考えないと、不公平な税制度となってしまう。</p>	<p>併せ産廃の実態に関するアンケート調査を実施しましたので、その結果を資料3-1 14～16ページでお示ししております。</p>	沼田委員
10	その他	<p>産業廃棄物税の数値的目標はあるのか（産業廃棄物税としての目標があったほうがよい）。</p>	<p>産業廃棄物税の数値目標はないが、廃棄物処理計画において排出量や再生利用率、最終処分率の目標を設置しております。</p>	沼田委員
11	その他	<p>排出事業者のアンケート結果については、業種ごとに分けて示してほしい。</p>	<p>業種ごとに分類して整理した概要を、資料3-1 12ページでお示ししております。</p>	沼田委員

2 福島県環境審議会（令和6年5月31日）開催に当たり事前にいただいた御意見等

No.	項目	御意見等	事務局回答	委員
1	課税の特例 (特例納付事業者)	課税の特例のうち、自社最終処分事業者への軽減措置は理解できる。一方、1万トンを超える重量を処分する特例納付事業者については、特定の納税者にあまりに高額な税負担が発生するとしているが、実際には最終処分を委託する排出事業者等から税を徴収する「特別徴収義務者」でしかなく、税を直接負担するわけではない。逆に、数少ない大規模最終処分事業者に、廃棄物が集中することとなり、特定の地域に産廃処分の負担を押し付けることにつながらないか。	特例納付事業者は、年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える排出事業者であり、「特別徴収義務者」ではないため、課税の特例が原因で他事業者からの廃棄物が特定地域に集中するということは避けられていると考えております。	飯島委員
2	税の使途	基金積み立ては、この5年間で4億円超も減少し、令和6年度当初は2億8000万円しか残っていません。このままでは数年で底をつくように思われますが、今後の見通しと対応をどのように考えていますか。	産業廃棄物税は、課税による産業廃棄物の排出抑制や再生利用の促進を大きな目的としており、税の減収は課税による一定の効果と捉えております。 一方、産業廃棄物税基金を充当する事業費は、事業規模の増加などにより増加傾向にあり、令和2年度以降、基金積立額を充当事業費が上回っております。 この状況が継続すれば基金の枯渇が懸念されることから、令和5年度から各事業の内容を精査しております。引き続き、今後の税収の推移を見据えながら、基金残高との収支バランスを考慮し、効果的な事業費の運用を図ってまいります。	角田委員

No.	項目	御意見等	事務局回答	委員
3	税の使途	<p>税を活用した事業の施行内容を見てみると、額として大きいのは「3 産業廃棄物の適正処理の推進」と「6 産業廃棄物に関する県民理解の促進」。6に関してもPCB廃棄物適正処理促進業務に多くが使われており、使途の大きな方向性としては適切と考える。</p> <p>一方で、アンケート結果を見ると、事業者は、「産業廃棄物の排出抑制」や「産業廃棄物の再生利用の推進」への税の活用に対する期待が大きいにもかかわらず、これらに対する施策が極めて限られているように見受けられるが、事業者の排出抑制や再生利用を推進する施策にさらに力を入れるべきではないか。</p> <p>また、事業者の産業廃棄物税に対する理解が進んでいないようだが、事業者に対する理解促進施策は適切に行われているか。</p>	<p>産業廃棄物税は、課税による産業廃棄物の排出抑制や再生利用の促進を大きな目的としており、税の減収は課税による一定の効果と捉えております。</p> <p>一方、産業廃棄物税基金を充当する事業費は、事業規模の増加などにより増加傾向にあり、令和2年度以降、基金積立額を充当事業費が上回っております。</p> <p>この状況が継続すれば基金の枯渇が懸念されることから、令和5年度から各事業の内容を精査しております。引き続き、今後の税収の推移を見据えながら、基金残高との収支バランスを考慮し、効果的な事業費の運用を図ってまいります。</p>	飯島委員
4	税の使途	<p>地球温暖化対策、猪苗代湖関連事業などは、直接は産業廃棄物の排出抑制や減量化につながるものではないと考えるが、これらに産業廃棄物税を投入する理由は何か。</p>	<p>地球温暖化対策について、当事業は、県内の事業所等がゼロカーボン宣言を行うことにより、地球温暖化対策の取組の一環として、産業廃棄物を始めとしたごみ分別やリサイクルなどの循環型社会の形成に向けた取組等を進める事業でございます。各事業者における省エネルギー・産業廃棄物発生への低減への取り組みを促進させるものであり、これにより産業廃棄物の抑制等について間接的効果が期待できるとして、基金を充当しております。</p> <p>猪苗代湖関連事業について、当事業は、湖岸清掃等に伴い不法投棄防止を啓発するとともに、ヒシ刈取船を運用することにより、回収した水生植物の資源化の検討、不法投棄防止パトロール等を行う事業でございます。猪苗代湖岸のごみ撤去により不法投棄を誘発する環境をなくすものであり、また、水生植物を活用して産業廃棄物等と併せた再生利用を図るものであるため、産業廃棄物リサイクルの推進に効果が期待できるとして、基金を充当しております。</p>	飯島委員

No.	項目	御意見等	事務局回答	委員
5	税の使途	産廃税は、処理施設が設置されている市町村にもなんらかの支援等があれば良い。処分場の必要性をご理解いただいているので、協力されている市町村にも少しでも貢献できればと思います。 原発の使用済み核燃料の最終処分場候補地でも、交付金が支払われるので。	本県では、地域ぐるみで堆肥利用を行う取組、優良なリサイクル製品の地域利用を行うための取組について、市町村等を補助対象として事業を実施しており、併せて、中核市が行う産業廃棄物優良事業者への育成や不法投棄防止のための監視強化に関する取組について、交付金を交付しています。 処理施設が設置されている市町村への支援について、事業の実施が可能か、今後検討してまいります。	國分委員
6	産業廃棄物の処理状況等	他県の状況を見ると、隣接する北関東（特に、アクセスが容易な栃木県と茨城県）では産業廃棄物税を徴収していないようだが、福島県からこれらの県への産業廃棄物の移動量はどの程度か。	県内の産業廃棄物処理業を対象とした産業廃棄物処理実績調査結果では、どこの都道府県であるかは特定できませんが、令和4年度は、約133万トンの産業廃棄物が県外へ搬出され、このうち、3万4千トンが最終処分場へ搬出されております。	飯島委員
7	産業廃棄物の処理状況等	産業廃棄物の排出量に対し、処分場の残り容量がどうなっているのかを教えてください。	令和4年度の産業廃棄物の排出処理状況調査結果では、令和5年3月31日時点の産業廃棄物最終処分場の残余容量は管理型、安定型を合わせて約343万立方メートルとなっております。	角田委員
8	産業廃棄物の処理状況等	県内の最終処分場には県内から排出された産業廃棄物のみが持ち込まれていると理解してよろしいですか。	県外からも産業廃棄物は搬入されており、令和4年度の産業廃棄物の排出処理状況調査結果では、約7万8千トンが県外から県内の最終処分場に搬入されております。	角田委員
9	産業廃棄物の処理状況等	国内で廃プラスチック類が滞留しているとのことですが、（資料4、1ページでは「処理設備の一部補助」とありますが）県内ではどのように対策を講じられていますか。	県では、「産業廃棄物抑制及び再生利用施設整備支援事業」として、産業廃棄物の排出事業者に対し、産業廃棄物の排出を抑制するための設備に補助を行っております。 令和5年度には、医療品等を製造する事業所から排出する廃プラスチック類を圧縮し、再生利用を行う設備への支援を行いました。 今年度も同事業の募集を開始しており、引き続き、産業廃棄物を排出抑制に向けた取組を推進してまいります。	角田委員

No.	項目	御意見等	事務局回答	委員
10	産業廃棄物の処理状況等	産業廃棄物の最終処分量の約半分を占めるのはばいじんで、最終処分量の変動をほぼ決めていると言っても過言ではない。ばいじん最終処分量の変動が大きい理由は何か。このばいじんのさらなる（あるいは安定的な）再利用に向けた施策が重要と考えるが、取り組み事例はあるか。	県内のばいじんは、火力発電所から発生するものが多く、発電量は社会情勢や気候などにより変動することから、ばいじんの発生量も変動すること、また、ばいじんはセメント原料などの再生利用に向けた取組を進めている一方、再生利用できる量には限度があり、排出量が多くなると再生利用できないものが最終処分されております。	飯島委員
11	その他（併せ産廃）	併せ産廃で処理をされている市又は、広域市町村圏整備組合に立地されている企業は、産廃税を支払はなくていいのは、不公平感があります。（数量を把握するのは難しいのはわかりますが）全体量の数%頂いても良いかと思えます。	併せ産廃につきましては、税の公平性の観点から、一律に課税すべきとの考え方もございます。一方で、自治体において、廃棄物の受け入れ段階での産業廃棄物と一般廃棄物の区分等のために大幅な負担の増加が見込まれること（徴税コスト）、焼却や破碎処理後の最終処分量の把握が困難であること（課税手法）のほか、排出事業者の理解を得る必要があること、新たな負担を求めることの是非に関する課題が現在も継続しており、これらの課題を解決することが重要であると考えております。 また、地元事業者の廃棄物処理負担を軽減しようとする市町村の意図を妨げることにもなりかねないことから、引き続き、慎重な検討が必要と考えます。	國分委員